

緊急事態宣言中の取組のお願いについて

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室ホームページより抜粋)

【緊急事態宣言区域の皆様へのお願い】

(1)外出・移動

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力してください。特に、
 - ・ 20 時以降の不要不急の外出自粛
 - ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えることの徹底をお願いします。
- 他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。
※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外です。

(2)催物（イベント等）の開催

- 催物（イベント等）については、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客等で開催してください。

(3)施設の使用

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含みます。）については休業要請にご協力ください。（酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合は除きます。）
- それ以外の飲食店については、20 時までの営業時間の短縮にご協力ください。（宅配・テイクアウトは除きます。）
- 多数の方が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設（生活必需物資の小売関係等を除きます。）については、イベント関連施設を除き、休業要請にご協力ください。また、イベント関連施設については、無観客開催にご協力ください。

- 事業者は、業種別ガイドラインを遵守してください。
- 都府県から飲食店に対して、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」などの措置の要請があった場合は、協力してください。
- 路上・公園等における集団での飲酒はしないでください。

(4) 職場への出勤・テレワーク

- 事業者は、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に努めてください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。